

住所などの変更手続きについて

引越などで住所や電話番号が変わった、給付金口座を変更したい（解約してしまった）、任意継続期間の終了や再就職などで健康保険が変更になったなどの場合には、**必ず互助組合に届け出る必要**があります。

※2020年10月の十八、親和銀行の合併に伴う店番変更の届け出は不要です。

変更内容	届出が必要な理由
氏名や住所	・送付物をお届けできません。
電話番号	・申請内容に不備があった場合にご連絡できません。
送金口座	・給付金を送金できません。 ※年金の口座変更は公立学校共済組合へ連絡してください。
医療保険 ※70歳未満	・医療補助金の審査ができません。 ※70～74歳で国保以外に変更の場合は届け出てください。
公費負担の適用	・医療補助金の審査ができません。 ・福祉給付金事業を受けることができません。
以下は変更届等による届出は必要ありません。互助組合までお電話ください。	
組合員の死亡	・ご遺族へ弔慰金の給付がありますので、必ずお電話ください。 年金等の手続きは、共済組合への連絡が別途必要です。

対象者

組合員、加入配偶者（各々で届出が必要です）

届け出の方法

組合員台帳 記載事項変更届（様式退第4号）*に必要事項を組合員、加入配偶者各々でご記入いただき、互助組合に送付してください。

*様式及び記入例は、本書様式集に掲載しておりますので、切り取るかコピーしてご使用ください。

広報誌（年3回発行）について

退職組合員（加入配偶者）向けに、年3回（5月、9月、3月）に**互助だより（退職互助部編）**を発行しています。

この互助だよりは、唯一の紙媒体による互助組合からの情報提供手段としてお届けしています。

事業改正や様々なご案内、報告を掲載しますので、届きましたら**必ずご一読**くださいますようお願いいたします。

ご意見・ご感想は互助組合までご連絡ください。

